

## 誓約書

私は、福島町空家等除却補助金の交付を受けるにあたり、下記全ての事項について承諾することを誓約します。

- 1 福島町空家等除却補助金が、空家等の解体、撤去及び処分に係る工事（以下「工事」という。）に要した費用に対して交付されるものであり、その交付決定が、工事を行うにあたって関係法令等を順守していることを町が証明しているものではないことを理解します。
- 2 所有権や工事等によって紛争が生じた場合、自己の責任と負担において処理・解決します。
- 3 補助対象空家の存した敷地に補助対象工事完了後も動産及び不動産の物件を有する場合には、福島町空家等の適正管理に関する条例に基づき、管理不全の状態とならないよう自己の責任において適正に管理します。
- 4 上記各号に違反した場合には、交付決定の取り消し及び補助金の返還に応じます。
- 5 本誓約書及び一切の紛争については、日本法を準拠法とし、函館地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

年 月 日

福島町長 鳴海 清春 様

住 所

氏 名  
(自署)

⑩